

建設工事における技術者等の兼任に係る取扱いについて

令和5年7月1日
(最終改正 令和7年2月1日)

現場代理人の兼任について

(千曲市) 建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととする。

第1 現場代理人の常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間のうち、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合とする。

- (1) 請負契約の締結後、工事開始日の前日までの期間
- (2) 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を中止している期間
- (3) しゅん工届を提出した後の期間

第2 現場代理人の常駐を要する期間において、兼任が可能な工事

発注者が、工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事について、兼任を認める。

1 現場代理人の兼任ができる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 千曲市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任する工事の数が、**3件**までであること。
- (3) 兼任する工事の請負代金額が、**3件**とも **4,500万円未満**(当初契約)のものであること。なお、次の①～④を全て満たす工事の場合はこの限りでない。

① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断する。

- ② 工事個所が、全て千曲市内であること。
- ③ 同一の建設業者が施工する工事であること。
- ④ 専任が必要な工事を含む場合は、一の現場代理人が管理することができる工事の数が原則2件までであること。

- (4) 兼任する工事箇所が、全て長野県長野地域振興局管内であること。
- (5) 兼任する千曲市発注工事の現場に連絡員を配置し、発注者との連絡体制を確保すること。

ただし、下記の要件のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼任を認めないものとする。

- ア 交通量 10,000 台／日以上片側通行規制工事
- イ 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
- ウ 難易度、施工内容、労働災害、公務災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事

2 現場代理人の兼任を認める際のその他の条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしてしないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (5) 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない連絡員を配置すること。

⇒当面の間、試行的に下請けの社員も認める。

3 留意事項

現場代理人の兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第 7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する工事期間中は、現場代理人は当該工事現場に常駐するものとする。

第 3 現場代理人の兼任に関する手続き等

1 兼任届等の提出

- (1) 市発注工事間の場合、受注者は、契約時に提出する技術者等の通知書と併せて、現場代理人兼任届（様式 1）及び連絡員配置届（様式 2）を発注者に提出すること。
- (2) 国又は長野県等が発注した工事との兼任の場合、受注者は、契約時に提出する技術者等の通知書と併せて（既に契約中の千曲市が発注した工事と国又は長野県等が発注した工事を兼任する場合は、国又は長野県等が発注した工事の契約締結前に）、現場代理人兼任届（様式 1-2）及び連絡員配置届（様式 2）を発注者に提出すること。

(3) 現場代理人兼任届の様式は、必要に応じ適宜変更又は削除して使用してよい。

2 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に係る支障の有無を見極めたうえで、現場代理人の兼任の可否について判断する。

技術者の兼務について

技術者が複数の建設工事を管理することができる場合について、次のとおり取扱うこととする。

() 内は建築一式工事の場合

請負金額	兼務可否
1億円以上 (2億円以上)	原則兼務不可 (ただし専任特例2号の場合除く)
4,500万円以上、1億円未満 (9,000万円以上、2億円未満)	原則兼務不可 (ただし専任特例1号又は2号の場合除く)
4,500万円未満 (9,000万円未満)	兼務可

※同一の技術者が専任特例1号と専任特例2号を活用した工事現場の兼務は不可

第1

1 専任特例1号（主任技術者又は監理技術者）による兼務について

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能で、現場間の移動時間が概ね2時間以内であること。
- (3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- (4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡等を講ずるための「連絡員」を置いていること。（土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、当該建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者）
- (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、所定の事項を記載した人員の配置計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が、工事現場以外の場所から現場状況を確認するための映像及び音声の送受信できる情報通信機器が設置され、利用可能であること。
- (8) 兼務する工事の数が、2件までであること。

2 専任特例2号（監理技術者）による兼務について

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 工事箇所が「長野県長野地域振興局管内」、又は「現場間の移動時間が概ね1時間程度」である工事であること。
- (2) 工事現場毎に次のいずれかに該当する「監理技術者補佐」を専任で置くこと。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、イに限る。

ア 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。

イ 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

- (3) 兼務する工事の数が、2件までであること。

ただし、下記の要件のいずれかに該当する場合は、兼務を認めないものとする。

ア 技術的難易度が高い工事であるとき（トンネル、長大橋、美術館など）

イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき

ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき

3 その他同一の専任の主任技術者が兼務できる工事について

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断する。

- (2) 工事箇所が、全て千曲市内であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 専任が必要な工事を含む場合は、同一の主任技術者が管理することができる工事の数が原則2件までであること。

4 主任技術者と監理技術者の兼務について

主任技術者と監理技術者が兼務できる場合は、主任技術者を配置する工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の場合に限ることとし、専任の主任技術者と監理技術者の兼務は認めない。

また、この場合に兼務を認める工事の数は、2件までとする。

第2 技術者の兼務に関する手続き等

1 兼務届等の提出

- (1) 新たに受注した市発注工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に、「技術者兼務届」（様式3）（以下「兼務届」という。）を発注者に提出すること。

- (2) 既に受注している市発注工事において、専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を発注者に提出すること。
- (3) 専任特例 1 号による兼務の場合は、「人員の配置計画書」を発注者に提出すること。